

第2回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

会 議 録

平成16年2月26日(木)開催

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局

午後 3時30分 開会

事務局次長（加藤俊夫） 定刻となりましたので、これから第2回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を開会させていただきます。

私は、本日の司会進行をさせていただきます協議会事務局の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議に使用する資料の確認をさせていただきますと思います。

まず、表題に「第2回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議次第」となっている会議資料、こちらでございます。次に、「白河市・表郷村・大信村基礎データ表」、続いて「白河市・表郷村・大信村将来人口推計（第1次推計）」となっている資料、最後に「事務事業一覧表」の4冊ということになっております。お持ちでない委員さん方がいらっしゃいましたら、係の方までお伝えいただければお届けいたします。よろしいでしょうか。

それでは、会議次第に沿って進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

初めに、本任意協議会会長であります白河市長成井英夫よりごあいさつを申し上げます。

会長（成井英夫委員） 本日は、第2回の任意協議会を開催させていただきましたところ、公私とも大変お忙しい中、全員ご出席をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、さきの表郷村議会議員の改選に伴いまして、新たに村議会議長となられました荒井一郎様、副議長になられました矢口秀章様、議員代表となられました穂積栄治様におかれましては、改めて本協議会の運営に対し積極的なご支援、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

さらに、前議長の白井金一様、前副議長の穂積千束男様におかれましては、これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、今後ともご支援、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本日は、任意合併協議会の2回目の会議ということで、3市村の現状、人口シミュレーション、合併に対する国・県の支援措置についての説明や、専門部会、分科会の設置の報告、事務事業調整方針（案）、新市将来構想策定方針（案）、住民意識調査の実施等についての協議を行う予定となっておりますので、委員の皆様方にはご審議をよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を出し合ってくださいと同時に、今後ともお互いの立場を尊重しながら協議が進められますことを心よりお願い申し上げます。

終わりになりますが、ご参会の皆様のごさらなるご発展とご健勝をお祈り申し上げながら、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局次長（加藤俊夫） ここで、本協議会の一部の委員に変更がございましたので、ご報告申し上げますとともに、新たに委員となられた方に会長から委嘱状を交付させていただきます。

去る1月18日に行われました表郷村議会議員選挙に伴い、本協議会の2号委員として選出いただいております議長及び副議長及び3号委員として選出いただいております議会選出の委員が、2月2日

付で変更となっております。そのうち、議長に就任されました荒井一郎様は、既に3号委員としてご参加をいただいておりますので委嘱状の交付はいたしません。新たに協議会委員となられました副議長の矢口秀章様と議会選出の穂積栄治様に対しまして、会長から委嘱状を交付いたします。

司会の方でお名前をお呼びいたしますので、ご自分のお席でご起立願いたいと思います。

矢口秀章様。

穂積栄治様。

(委嘱状交付)

事務局次長(加藤俊夫) 続きまして、会議次第の4番目、白河市、表郷村、大信村の現況について、事務局からご説明させていただきます。

なお、ご質問等がある場合には、後ほど時間をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

では、事務局の方からお願いします。

事務局長(木村全孝) 事務局長の木村と申します。よろしくお願いをいたします。

それでは、お手元に配付してございます「白河市・表郷村・大信村基礎データ表」をごらんいただきたいというふうに思います。

まず、ページを開いていただきまして、目次でございますが、このデータ表は3市村の現況のうち主なものを取りまとめたものでございまして、3市村の現況の比較、そしてそれらの確認をしていただきたいと思います。

調査項目につきましては、No.1の人口からNo.35の広域行政の状況までの35項目について掲載しております。調査項目の次には、白河市・表郷村・大信村のそれぞれで担当しております課所名を掲載しております。

なお、調査項目の内容につきましては、ごらんいただければわかると思いますので、詳細については省略したいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

まず、1番の人口、それと2番の面積と位置、3番の3市村の形成過程、そして最後になりますが34の3市村の結びつきの状況、35の広域行政の状況、これらについてご説明をしたいと思います。

それでは、1ページをごらん願いたいと思います。

これにつきましては国勢調査人口で、昭和60年から平成12年までの国勢調査人口を男女別、そして年齢5歳階級別人口として取りまとめております。それと、世帯数について掲載したものでございます。

まず、白河市の場合で見ますと、昭和60年から平成12年の15年間におきまして、人口におきましては約3,000人ほどふえてございます。世帯数で見ますと、同じく3,300世帯ほど増加しております。また、1世帯当たりの人数で見ますと、この括弧書きのところでございますが、1世帯当たりの人数では減少というようなことになってございます。これは、核家族化の傾向が進ん

でいるのではないかというふうに見られるところでございます。

次に、表郷村につきましては、やはり同じく昭和60年から平成12年までの15年間で見ますと、人数では93人ほど増加しております。世帯数でも238世帯と増加しておりますが、同じく1世帯当たりの人数で見ますと0.55ポイントほど減少しております。

次に、2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

大信村でございますが、大信村さんにおかれましても、人数では233人ほど増加しております。世帯数におきましても193世帯ほど増加しておりますが、いずれも1世帯当たりの人数、これで見ますと、大信村さんもやはり0.57ポイントほど減少しております。

これら3市村の合計ということで一番下に記載してございますが、人口では3市村の合計で3,333人ほど増加しております。世帯数で見ますと、3,776世帯増加しております。1世帯当たりの人数で見ますと、0.51ポイントほど減少というようなことになってございます。

次の3ページにつきましては、これらを図表化したものでございます。

次に、4ページをごらんいただきたいというふうに思います。

面積と位置ということでございまして、面積及び市役所の位置ということで、白河市におきましては総面積が117.67平方キロ、表郷村では66.48平方キロ、大信村では80.77平方キロということで、合わせまして264.92平方キロほどの面積となるものでございます。

次に、5ページをごらん願いたいと思います。

3市村の形成過程ということで、これまでの形成過程を示したものでございまして、白河市、表郷村、大信村、いずれも時代の流れの中で合併という過程を歩んできております。白河市の場合ですと、白河町が明治22年に町となりまして、昭和24年に市制施行されました。大沼村と白河町が合併して白河市となったものでございます。その後、昭和29年には白坂村を合併、同じく10月には小田川村を合併、昭和30年には五箇村を合併、そして同じく昭和30年8月には表郷村の関辺と旗宿を編入して、現在の白河市に至っているものでございます。

表郷村で見ますと、明治22年に古関村、金山村、社村、これらの3村が昭和30年に表郷村に合併をしてございます。その後、昭和30年8月に関辺と旗宿が白河市の方に編入されて、現在の表郷村が形成されているというふうになってございます。

大信村におきましては、明治22年の西白河郡の信夫村、それと岩瀬郡の大屋村、これが昭和30年4月に合併して大信村となりまして、現在の大信村が形成されているというような形になっております。

次に、48ページをごらん願います。

3市村の結びつきの状況でございます。これにつきましては、通勤、通学、そして買い物の状況について3市村と3市村以外の状況をまとめてございます。

まず、白河市の状況でございますが、通勤で見ますと、市内に通勤している方が約72%ほどございます。3市村以外に26%。通学で見ますと、市内に通学されている方が約74%ほどございます。

表郷村で見ますと、通勤の場合は、表郷村内では47%ほど、白河市内に通勤されている方が28%ほどございます。その他、3市村以外では25%ほど通勤されているわけでございます。通学で見ますと、表郷村内には約17%、白河市内には50%の方が通学されているというような形になってございます。その他、3市村以外では32%ほど通学というふうな形になってございます。

大信村で見ますと、通勤で見ますと、大信村内では約45%ほど地元に通勤されているというようなことでございます。3市村以外に36%、通勤がされているところでございます。通学で見ますと、同じく村内では17%、3市村以外では43%、白河市内では40%というような通学の状況になってございます。

これら3市村の合計で見ますと、通勤、通学合わせまして63%の方が白河市内に通勤・通学されているというようなことになるかと思えます。表郷村で見ますと約6.4%、大信村で見ますと3.9%、3市村以外では約27%の方が通勤・通学をされているというようなことになるかと思えます。

次に、買い物の状況でございますが、食料品、衣料品を見ますと、食料、衣料、いずれも白河市内に98%、81%ということで、白河市内の方はほとんどが白河の市内で買い物をしているということが見受けられます。

表郷村で見ますと、白河市内に食料では43%、衣料では83%の方が市内で買い物をしているということでございます。表郷村の村内で見ましても、約42%の方が食料の面では利用されているというようなことでございます。

大信村で見ますと、食料がやはり白河市内に半分の約52%ほど来ていると、衣料では約70%の方が白河市内で買い物をしているというような状況になっております。

次に、49ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、広域行政の状況ということで、一部事務組合と公社について掲載をしております。

一部事務組合につきましては、まず白河地方広域市町村圏整備組合としまして、構成団体、これは東西白河12市町村で構成されているものでございます。共同処理としまして、ここに書いてありますように広域行政、消防、職員研修、介護認定、情報通信ネットワークの整備・管理等々が含まれているものでございます。

次に、西白河地方衛生処理一部事務組合、これにつきましては西白河郡の1市1町6カ村で構成されているものでございまして、ごみ処理、し尿処理を共同処理しているものでございます。

次に、白河地方水道用水供給企業団、これにつきましては、やはり西白河郡の1市1町6カ村で構成されておまして、水道用水供給の事務を行っているところでございます。

福島県市町村総合事務組合、これにつきましては、県内全市町村が構成団体となっておりますのでございます。

次に、公社等でございますが、これにつきましては、白河地方土地開発公社の組合がやはり構成団体、東西白河12市町村で構成されておまして、用地取得等の事務を行っているものでございます。

次に、財団法人白河都市整備公社と社会福祉協議会、これは広域行政でございませんで、この2つについては削除をお願いしたいというふうに思います。

3市村の現況については以上であります。

事務局次長（加藤俊夫）では、続きまして、会議次第の5番目、人口推計について、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長（木村全孝） それでは、続きまして「白河市・表郷村・大信村将来人口推計」ということで、この別添資料についてご説明を申し上げます。

まず、表紙を開いていただきまして、ちょっと字が細かくて見づらいかと思いますが、申しわけありません。

人口推計に当たっての概要と申しますか、基本となるものをここに記載してございます。まず、人口推計の考え方ということで、人口変動に影響を及ぼす直接的な要因、これにつきましては出生、死亡、移動の3つであるということでございます。人口の増加数につきましては、人口学的に自然増加（出生と死亡の差）それと社会増加（転入と転出の差）これの和によって説明ということになるかと思っております。この四角の枠で囲った部分でございます。

これら上記の直接的な要因の背後には、人口構造要因、それと経済的要因、社会的要因、環境的要因などの間接的な諸要因が影響し合っております。その中でも、人口構造要因である性及び年齢構造は、出生、死亡、移動の直接的要因に及ぼす影響が非常に大きいと言われているものでございます。

推計の手法でございますが、手法につきましては幾つか種類があるわけですが、全国人口の推計と比較しまして地域人口推計におきましては、地域間の移動をどのように推計するかがより重要となるところでございます。地域間の人口移動につきましては、住民の年齢と深い関係があるということから、その点でコーホート コーホートと申しますのは、同一期間に出生した集団、例えば0歳から4歳とか、5歳から9歳とかという、そういうふうな集団をコーホートと呼んでいるところでございます。それごとの時間変化を軸に人口の変化をとらえるコーホート法が一般的に用いられているところでございます。

今回の将来人口推計におきましては、このコーホートの中でも人口移動の直接的な要因を出生、死亡、移動に分けて計算を行うということでございます。この推計手法につきましては、人口変動要因を分けることでそれぞれの地域の特定の状況を推計結果に反映することができるというものでございます。

次に、コーホート要因法による推計ということでございますが、このコーホートごとの時間変化を軸に、出生、死亡、移動の人口変化を分離して考察し計算する方法であるということでございまして、具体的にはある年の男女年齢別人口を基準としまして、ここに出生率や移動率などの仮定値を当てはめて将来人口を計算する方法でございます。1つとしましては基準人口、2つ目としましては将来の出生率、3つ目としましては将来の生残率、4つ目としましては将来の純移動率、5つ目としましては将来の出生性比が必要となるところでございます。それぞれの仮定値につきましては、以下のとおり設定したというところでございます。

まず、その設定した内容でございますが、としまして基準人口につきましては、平成7年及び平成12年の国勢調査人口の男女別・年齢（5歳階級）別人口を用いたところでございます。

としまして、将来の出生率につきましてはこの出生率というのは1人の女性が一生涯に産む子供の数を示す数字であります。将来の出生率の仮定値については、福島県的女子年齢（5歳階級）別出生率仮定値表を基準としまして、福島県と当地方3市村の相対的格差を補正して設定をしたところでございます。この3市村、当地方では、平成7年から平成12年までの出生率が各女性年齢、階級ともに県の出生率を若干ではございますが上回っております。そのため、平成12年以降の出生率仮定値についても、県との格差を補正した率を用いたところでございます。

次に、としまして将来の生残率でございます。生残率とは、あるコーホート集団が5年後に生き残っている確率のことでございます。死亡率より将来生命表を作成して算出をしているところでございます。本推計では、福島県の5歳階級別男女別生残率を用いたところでございます。

としまして将来の純移動率、これにつきましてはその時々社会・経済状況等の影響を受けるということから、なかなか一定のパターンや規則性を見出すことは非常に難しいということでございますが、本推計では平成7年の国勢調査人口を基準人口としまして、5年後の平成12年における封鎖人口を推計しまして、これと同年の国勢調査人口の対比によりまして純移動人口を算出して、移動率を設定したところでございます。

としまして将来の出生性比でございますが、これにつきましても全国人口推計によります最近5年間の全国の実績に基づきまして、女子100に対しまして男子は104.95としたところでございます。

その他としまして、本推計におきましては、昨今の社会・地域情勢を考慮しまして、大規模な宅地造成や企業誘致など政策的要因によりまして増加すると見込まれる人口の加算についてはしておりませんが、これは本推計が財政シミュレーションにも非常に影響を及ぼしてくるというようなことから、不確定な人口加算は望ましくないというような判断に立ったものでございます。

なお、本推計におきましては、平成7年（1995年）から平成12年（2000年）までの移動率を基準としているため、その間に行われた程度の政策的要因による人口増加は含まれているというところでございます。

推移期間につきましては、平成7年（1995年）及び平成12年（2000年）を基準年度としまして、推計期間は平成17年（2005年）から平成42年（2030年）までの25年間としたところでございます。

これは、あくまでも1次推計でございますので、今後詰めていく必要は十分にあるということをご理解願いたいと思います。

以上が人口推計に当たっての設定条件でございます。

次に、1ページをごらん願いたいと思います。

それらの推計に基づきまして、平成7年から平成42年までを推計したものが1次推計として、まず1ページには3市村の推計の合算という形で載せてございます。

これを見ていただきますと、高齢人口比は増加していくと、それと比例しまして年少人口は少なくなっていくというような状況でございます。

次の2ページをごらんいただきたいというふうに思います。

これは、白河市の将来推計でございますが、白河市におきましても、グラフを見ていただくとわかりますように、高齢人口比はどんどん上昇していくと、年少人口比は年々下がっていくというような状況になってございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

表郷村の将来人口推計でございます。表郷村につきましても、高齢人口はどんどん高くなってきてございます。年少人口は少なくなってくるというような状況になってございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

大信村の将来人口推計でございますが、これにつきましても同じく高齢人口がどんどん伸びてきております。年少人口はどんどん少なくなってきました。

3市村とも同じような状況が今後続いていくというような傾向が見られるところでございます。

以上で人口推計についての説明を終わります。

事務局次長（加藤俊夫） 続きまして、会議次第の6番目、市町村合併に関する国及び福島県の支援措置について、事務局からご説明させていただきます。

事務局長（木村全孝） それでは、会議次第の1ページをごらんいただきたいと思います。

「市町村合併に関する国及び福島県の支援措置について」でございます。

まず、国の財政措置等による支援ということで、市町村の合併支援プランということでございますが、1つとしまして普通交付税の算定の特例というのがございます。これは、合併後10カ年度は、合併しなかった場合の普通交付税を全額保障するというようなものでございまして、10年後、その後5カ年は激変緩和措置による特例となるというものでございます。

普通交付税の算定の特例イメージということで図に示してございますが、まずこれまでですと大信村の普通交付税、表郷村の普通交付税、白河市の普通交付税という形であったわけですが、実際に合併しますと、人数的に 右側の下の部分ですね、この額になるわけですが、それが合併特例という

ことで、算定特例の部分、これまでの交付税は下げないというような内容でございます。これが10年間はこれまでの普通交付税の額を保障するというようなものでございます。その後、11年、12年、13年、14年、15年というような形で、段階的に今度は下げていくというような形でございます。16年度以降につきましては、本来の普通交付税の額になるというようなものでございます。

次に、2としまして、普通交付税の合併補正ということでございます。合併直後に必要となる臨時的経費につきまして、5カ年度にわたり普通交付税の基準財政需用額に算入するというようなことでございまして、普通交付税算入額で約5億円、これは5年間の合計額でございしますが、約5億円になると見込まれております。算式については以下のとおりでございます。

次に、3としまして、合併特例債による財政措置ということで、合併後10カ年度にわたり特例債を充当するというようなものでございます。

1つとしましては、まちづくりのための建設事業に対する財政措置としまして、今後審議していただく市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当します。この充当率が95%、そしてこの元利償還金の70%を普通交付税で措置をするというようなものでございます。

次のページをごらんいただきたいというふうに思います。

これで算定しますと、交付税の算入額が約118億5,000万円ほど、起債可能額の70%というふうに算定をされるところでございます。同じく、算式については以下のとおりになってございます。

次に、基金造成に対する財政措置ということでございまして、これにつきましては、旧市町村単位の地域振興、住民の一体感醸成のために使う基金造成に対し合併特例債を充当するというで、これは95%、そして元利償還金の70%を普通交付税で措置するというようなものでございます。これで計算しますと、普通交付税算入額が約13億2,000万円程度になるというようなことでございます。算式については以下のとおりでございます。

4番としまして、特別交付税による包括的財政措置ということで、これにつきましては、合併に伴う新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等に要する経費について、3カ年度にわたり特別交付税措置を講じるというようなものでございまして、措置額は約5億6,000万円ほどになるものでございます。算定方法につきましては以下のとおりになってございます。

次に、3ページをごらんいただきたいといます。

5としまして、合併市町村の補助金でございますが、これにつきましては、市町村建設計画に基づく事業に対しまして、合併関係市町村のそれぞれの人口に応じまして3カ年度にわたり補助金を交付するというようなもので、補助金額は約3億円と見込んでございます。

参考としまして、国勢調査人口が平成12年10月1日現在で記載されてございます。この増加人口、合併後の人口は3市村の合計でございしますが、増加人口といいますのは、合併関係市村の合計から当該市村の人口の最も多いものを差し引いた人口というふうになってございまして、合併後人口6万35

人から白河の4万7,685人を差し引いた人数が増加人口1万2,350人となっているものでございます。

次に、県の財政措置による支援ということでございまして、福島県合併市町村支援交付金、これにつきましては、合併した年度及びこれに続く5カ年度にわたりまして、合併関係市町村数に1億円を限度として交付するというようなものでございます。交付対象事業は、以下のとおりになってございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思えます。

3市村でございまして、5カ年間で約3億円という形になってございます。

これら「3市村が合併した場合に受ける概算支援措置一覧」ということで、A、B、C、D、E、F、これらが合算された額、これが国・県の支援額合計ということになります。約148億3,000万円ほどになるわけでございます。ただし、この中には、普通交付税の算定特例については、金額の変動が予想されるということからこの額には含めてございません。

なお、ちなみに平成14年度の白河市・表郷村・大信村の普通交付税、特別交付税合わせますと、約66億8,100万円ほどになるものでございます。

以上、市町村合併に関する国及び福島県の支援措置については以上でございます。

事務局次長（加藤俊夫） ここまでご説明申し上げました内容につきまして、ご質問等があればお受けいたしたいと存じます。

ご質問等がある方は挙手の上、市村名、お名前を述べられた上でご発言されるようお願いいたします。何かございますでしょうか。

（発言する声なし）

事務局次長（加藤俊夫） 特にないようですので、次に進ませていただきたいと思えます。

続きまして、会議次第の7番目、議事に入りますが、議事の進行につきましては、協議会規約第7条第3項の定めにより会長が議長として当たることとなっております。

では、会長、よろしく願いいたします。

議長（成井英夫委員） それでは、規約の定めによりまして暫時議長を務めさせていただきます。

それでは、議事に入る前に、本日の会議については公開とすることと、傍聴については写真、撮影、録音等について許可することの2点についてをお諮りさせていただきます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） 異議ないようでございますので、本日の協議会は公開会議といたしまして、写真、撮影、録音等についても認めるということにいたします。

次に、協議会規約第7条第2項の会議成立要件について、事務局から報告を求めます。

事務局次長（加藤俊夫） 協議会委員30名のうち、本日の出席者は全員の30名であり、規約第7条第2項に定める委員の半数の出席の条件を満たしておりますので、会議は成立することをご報告申し上げます。

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

まず、第1番目の報告事項に入りますが、これについては事務局から一括説明をいただいた後に皆様からのご意見、ご質問を受けたいというふうに考えております。

事務局からの説明を求めます。

事務局長（木村全孝） それでは、協議会の会議次第の5ページをごらんいただきたいと思います。

報告第5号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の活動状況についてでございます。

これにつきましては、第1回協議会以後の平成16年1月24日から2月26日まで、本日までの白河市・表郷村・大信村任意合併協議会に関する活動状況について報告するものでございます。

まず、1月26日、3市村長に対するヒアリングを行いました。

2月5日、6日にかけて、事務事業現況調査調書作成に伴うWebシステム入力説明会を行いました。同じく6日、任意合併協議会のホームページを開設いたしました。

9日から10日にかけて、事務事業現況調査調書作成に伴うWebシステム入力説明会を行いました。

2月9日、新市将来構想策定に係る合併担当者ヒアリング及び実態観察調査を行いました。9日につきましては表郷村、10日につきましては大信村、13日につきましては白河市で同じ内容を調査したところでございます。

次に、18日、第1回将来構想検討部会を開催いたしました。同じく18日、「協議会だより」創刊号を発行いたしました。

20日金曜日には、第1回幹事会を開催いたしました。

26日、本日、第2回の協議会を開催したところでございます。

次に、6ページをごらん願います。

報告第6号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算予備費充用についてでございます。

平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会予算の予備費を次のとおり充用しましたので、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会財務規定、この「規定」、「定める」でなくて、程度の「程」というふうに訂正をお願いしたいと思います。財務規程第7条の規定により報告をするものでございます。

予備費充用額2万3,000円、充用日につきましては平成16年2月19日でございます。予備費の減額につきましては25万円、予備費充用額は22万7,000円でございます。予備費の充用先、これにつきましては款項目協議会費、4節の共済費でございます。前の予算現額はゼロでございまして、充用後の予算現額は2万3,000円となっております。

この不足した理由でございますが、臨時職員1名を雇用しているわけでございますが、労働保険料

及び社会保険料の納付のためでございますが、当初、短期雇用のためこれらの納付は生じないものと思っていたところでございますが、そういうことで予算計上しなかったものでございますが、確認した結果、支払いが必要だというようなことで今回、予備費を充用させていただいたところでございます。

次に、7ページをごらん願います。

報告第7号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱についてであります。

主な内容についてご説明をいたしたいと思っております。

第1条につきましては、設置についてでございますが、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会幹事会規程の第7条第1項の規定に基づきまして、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の幹事会（以下「幹事会」という。）に、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の専門部会を設置するというものでございます。

第2条に所掌事務ということで、「専門部会は、幹事会の幹事長の指示を受けて、規約第2条各号に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整する」というものでございます。

組織につきましては3条で、組織につきましては「専門部会は、別表に掲げる部会及び構成員をもって組織する」ということで、これにつきましては各市村の担当部課長で構成するというような内容でございます。

8ページをごらんいただきたいと思っております。

附則としまして、この要綱は、平成16年2月16日から施行するというもので、各専門部会、これにつきましては総務部会から将来構想検討部会までの9専門部会、そして構成員については各市村、以上のようになっております。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。

報告第8号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会分科会設置要綱についてであります。

これにつきましても、主な内容についてご説明をいたしたいと思っております。

第1条は、設置についてであります。白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会設置要綱第7条の規定に基づきまして、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会専門部会に白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の分科会を設置するというようなものでございます。

第2条の所掌事務につきましては、「分科会は、専門部会の部会長の指示を受け、合併に関する事務事業について専門的に協議し、又は調整する」というものでございます。組織につきましては、別表のとおりとなっております。各専門部会の関係所管課等に所属する担当職員をもって組織するというようなものでございます。

次に、10ページをごらんいただきたいと思っております。

この要綱は、平成16年2月16日から施行するというようなものでございまして、分科会につきましては24分科会で構成をされているものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。

これらのそれぞれの分科会、専門部会、幹事会、協議会を組織図化したものでございまして、まず分科会、これは24分科会ございます。それらで調整したものを専門部会、9専門部会ございます。なお、一番右側の将来構想検討部会、これにつきましては分科会を設けてございません。9専門部会、24分科会、これらで調整したものを今度は幹事会に諮ると、幹事会で諮ったものを協議会にご提案して協議をしていただくというような内容でございます。

以上、報告第5号から第8号についての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（成井英夫委員） どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました報告第5号から第8号までについて、ご意見、ご質問がございましたらお願いを申し上げます。

金内さん。

金内貴弘委員 白河市の金内と申します。

各部会とそれから分科会についてお伺いいたします。

こちらの部会並びに分科会の実際の内容なんですけれども、これは仮に合併した場合に、この各分野においてこんなふうな形で進めていきたいと思いますか、実務的にこういう形でいきたいと思いますか、そういうご相談をするような場ですか。お願いします。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） これにつきましては、この後協議事項の中に入っております「事務事業一覧表」というのがございます。これで説明する予定でございますが、今は各3市村ともこの事務事業の洗い出しを行っております。例えば、この項目は1,380ほどございます。表郷村ですと1,142、大信村ですと1,169、白河市ですと1,374というような内容になってございます。これは、それぞれ同じような事務事業をやっているわけですが、微妙に違うところがございます。

例えば、下水道でも同じくやっているのですが、料金が違うとか徴収方法が違っていると、それぞれに一元化しなければならない部分がございます。それらの洗い出しを今やっているところでございまして、それらを一一つ分科会に諮りまして調整をしまして、例えば新市に移るときにはどういうふう調整したらいいかということをご分科会、専門部会、幹事会で協議し、協議会にご提案するというような形の各部会でございます。

議長（成井英夫委員） よろしいですか。

金内貴弘委員 各分野ごとに合併後のシミュレーションをする場ととらえればよろしいですか。

事務局長（木村全孝） そういうことになるかと思えます。

金内貴弘委員 はい、ありがとうございます。

議長（成井英夫委員） そのほかございませんか。

(発言する声なし)

議長(成井英夫委員) ないようでございますので、報告事項についてはすべて了解していただいたものと判断させていただきます。

次に、続きまして2番の協議事項に移らせていただきます。

初めに、協議第4号 事務事業調整方針(案)についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長(木村全孝) それでは、会議次第の12ページをごらんいただきたいと思います。

協議第4号 事務事業調整方針(案)についてでございます。

こちらには基本的な考え方、それと基本的な調整方針等々について述べてございます。

まず、基本的な考え方でございますが、白河市、表郷村、大信村のそれぞれの市村におきましては、各種の事務事業が毎日行われているところでございます。これらの事務事業につきましては、全国的な規範のもとに行われているものばかりではなく、それぞれの地域の歴史、風土、慣習などに根差した市村独自の事業も数多く行われているところでございます。そのため、市村に共通する事務事業におきましても、その行政サービスや負担水準に若干違いが挙げられるところでございます。

事務事業の調整につきましては、これら一つ一つの事業について現在の状況を踏まえつつ、新市において当面どのような事業を行っていくか、これを明らかにする必要があるわけでございます。行政サービスの向上と住民負担の均衡を原理原則として事務事業の調整を図るというのが基本的な考え方でございます。

2つ目としまして、基本的な調整方針の一つとしまして一体性の確保の原則、これにつきましては住民生活に支障のないような速やかな一体性の確保に努める必要がございます。今後、新市に移行する際に最も注意しなければならないことは、住民の生活に支障を及ぼさないようにすることが必要なことでございます。住民生活に密接に関係する証明書の発行、各種の申請手続、保健・福祉サービス、各種などの事項について混乱を来さないようにするために、一体性の確保に努めなければならないということでございます。

(2)番としまして、住民福祉向上の原則、これにつきましても住民サービス及び住民福祉の向上に努める必要がございます。それぞれの市村で行われている各種の行政サービス、これにつきましても現行のサービス水準を低下させることがないように3市村の調整を図ると、そして住民福祉の向上に努めるというようなことでございます。

(3)番としまして、負担公平の原則ということで、行政格差を生じることのないように努める必要があるわけございまして、住民税などの地方税や手数料、それと使用料など住民が直接負担する事項について、その税率や料金について、負担公平の原則のもとで住民に不公平感を抱かせないように配慮しながら、調整に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

(4)番としましては、健全な財政運営の原則、これにつきましては、新市におきましては健全な財政運営に努める必要があるわけでございます。多様化・高度化する行政需要に的確に対応しながら、新市における 次の13ページをごらん願いたいと思います。各種の施策や事業が将来にわたって円滑に実施できるよう財源の安定確保に努めるとともに、健全な収支のバランスが保てる財政運営を目指していくというようなものでございます。

(5)番としましては、行政改革推進の原則ということで、行政改革の観点から事務事業の見直し、これに努めなければならないということでございます。効率性・効果を重視した行政組織の再編成を目指すとともに、今後の自治体に求められるサービスを考慮した事務事業の見直しに努める必要があるわけでございます。

(6)番としまして、適正規範準拠の原則ということで、新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める必要があるわけでございます。新市の人口や面積にふさわしい各種事務事業の規模について、類似都市の状況などを考慮しながら、既存の事業内容を見直し、適正な規模となるよう調整する必要があるわけでございます。

3番としまして、調整すべき事務事業の分類ということでございますが、1,380項目ほどあるこの事務事業をどのように調整していくかというようなことございまして、3市村が実施している事務事業等、これにつきましては右側にありますように、1から7まであるわけでございますが、現行どおり今存続をしていくというもの一元化していくもの。一元化する、統合して一方の方に調整すると、あと合併時に調整すると、あと合併後に調整するものと。それと再編する、新規に再編するということで、合併時に再編するもの、合併後に再編するもの。それと、廃止をするものということで、合併時に廃止するもの、合併後に廃止するものというふうな7区分に分かれるというようなことでございます。具体的には、先ほどご質問ありましたように、各分科会そして各専門部会で調整を図っていくというようなことになるかと思っております。

4番としまして、現在行われております事務事業数でございますが、これは平成16年2月1日現在の数でございます。

まず、1つとしまして、3市において行われている事務事業、これが1,094事業ほどございます。白河市と表郷村で行われている事務事業が43事業、白河市と大信村で行われている事務事業が74事業、表郷村と大信村で行われている事務事業はございません。白河市だけで行われている事務事業が163事業ほどございます。表郷村だけで行われている事務事業が5事業あります。大信村だけで行われている事務事業が1事業ございます。合わせますと1,380事業ほどございます。

事務事業数につきましては今後調整をしていく段階で、さらにふえていくということも考えられるわけでございます。

添付しました「事務事業一覧表」をごらんいただきたいというふうに思います。

この目次の一覧表でございます。これは、現在まとめた数でございます。まず部会名ごとに、ここには新市将来構想検討部会は入ってございませんが、8部会のうち総務部会で見ますと、人事組織、総務、財政管理、税務という分科会の中で合わせますと、事務事業数が243事業ほどございます。以下、企画、住民生活というふうな形でそれぞれの数が記載されてございます。

右側にいきまして、白河市、表郷村、大信村、それぞれのこの事務事業の担当課、それと事務事業数が記載されてございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。

これがそれぞれの各部会、分科会ごとに事務事業を出しました数でございます。例えば、この1番で見ますと、総務専門部会の人事組織分科会というような形になって、職員数の状況と、これにつきますと右は白河市、表郷村、大信村を見ていただきますと、それぞれこれは該当しているということで、それぞれの担当が総務課、表郷村も総務課、大信村も総務課というような内容になってございます。

次に、5番の嘱託職員の雇用及び勤務条件の欄を見ていただきますと、表郷村さんはこの内容については該当しないと、白河市と大信村が該当しているというような内容でございます。例えば、8番を見ていただきますと、社会保険委員に関することということで、これについては白河市だけというような形になってございます。以下、課名が書いてないところについては該当しないと、課名が書いてあるところについては該当しているというような見方でございます。

なお、これが最終的には今の段階では1,380事業あるというような内容になってございます。なお、この事務事業につきましては現在、各市村におきまして内容の洗い出しを行っておるところでございます。3市村の内容を対比しまして、それを事務事業現況調書としまして作成し、新市への事務がスムーズに移行できると、そのための作業でございます。

以上でございます。

議長（成井英夫委員） ただいま説明がありました事務事業調整方針（案）につきまして、ご意見、ご質問をお受けいたしたいと思っております。お願いいたします。

穂積委員さん、どうぞ。

穂積栄治委員 表郷村の穂積栄治といいますが、ただいま事務事業の案について出されたわけですが、この事務事業の内容についての調整がいつころ、特に使用料、利用料、あるいは負担金といったものについての調整がいつころまでにまとまるかお聞きしたいんですが。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 今、その事務事業一元化の洗い出しをやっております。それで、それが出てきますのが3月ころというふうに見ております。それが出てきた段階で各分科会、専門部会の方に諮っていくことになると思いますが、最終的には12月までには結論を出したいというような形で進めているところでございます。

議長（成井英夫委員） 穂積委員。

穂積栄治委員 ただいま12月ごろに最終的にまとめたいというようなお話ですが、実はこれから住民に対しまして、利用料とか、そういった住民負担の部分で話をする場合に、一番その辺が住民が関心を持っているところでありまして、やはりそれが決まらないと、なかなか5月の法定協議会に移行する場合の大変なネックになってくるのではないかと私は思うわけですが、その辺について皆さんのご意見も私は逆に伺いたいなと思っています。

議長（成井英夫委員） 今お話しございました点は、全部をまとめるのにはやはりある程度時間がかかると思います。その中における住民説明ということだと思いますので、ほかの委員の方、何かご意見ございますか。

深谷委員さん、お願いします。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

穂積さんと同じなんですけれども、資料を前もっていただいて、各行政でやっている手数料とかを比べて見ても、ある程度開きがあるので、どちらで調整していくかというのは法定合併するかどうかという判断ではないですけれども、意見を聞く上でも、ある程度のこのぐらいに持っていきたいという概要がなければ住民に説明できないのではないかとというふうに自分自身も思いますし、住民にとって一番興味のあるところではないかと思しますので、これは法定というふうな決断をする前に、ある程度の大まかな概要だけでも出していただければ住民にきちんと説明できると思しますので、ご検討ください。

議長（成井英夫委員） 実は、事前にお渡しさせていただいたこの基礎データ表の中に、例えば今ご質問がございました手数料とか保育料とか、そういうふうなものが記載されております。そういう中において、今、主要項目だけというふうなお話として受けとめてよろしいでしょうか。つまり、ここに書いてある内容等についてぐらいでいいのか、それともどこまで住民説明会として持っていか、この辺がちょっと難しいところもあります。確かに、1,380を全部5月中までにということはとても間に合わないところでございますので、その辺でご理解いただけるのかどうか。

穂積委員。

穂積栄治委員 やはり、住民が一番関心のあるのは住民負担、はっきりと金額の差があるような項目に関して、その辺のところは選び出して、ある程度5月までに決定できれば幸いです、予想というか、見込み的な額まで私は出した方がいいのではないかなとは思いますが。

議長（成井英夫委員） 深谷委員、同じ趣旨でよろしいですか。

事務局の見解を求めます。

事務局長（木村全孝） 基本調整方針の案にも今ほど書いてありますように、例えば基本的な調整方針、この中にも述べておりますように、一体性の確保の原則とか住民福祉向上の原則、負担公平の原則というようなことが書いてございます。

今後、協定項目について検討していただくような形になるわけですが、例えばそのような形で検討していきたいということであれば、それについては優先的に協議会の方に諮って進めていきたいというふうにも考えてございます。ただ、原則、負担は低い方に、サービスは高い方にとというのが一つの大原則ですが、時期的には何月ごろということは今、事務局の方からはちょっと言えないということでございます。よろしく申し上げます。

議長（成井英夫委員） 今、事務局長からはお話がございましたが、この点につきましては次回の協議会のときまでにですね、事務局並びに正副会長のもとで調整をさせていただきます。そのときには顧問であります振興局長様にもいろいろご指導を賜りまして、特に大切な項目、この辺についてはどういうふうな方針で出せるか、それについてはご一任をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） そのほかございませんでしょうか。

（発言する声なし）

議長（成井英夫委員） なければ、次に進ませていただきます。第4号の方につきましては今返答したとおりでございます。

次に、協議の第5号でございます新市将来構想策定方針（案）についてを議題といたさせていただきます。

事務局長、説明を求めます。

事務局長（木村全孝） それでは、15ページをごらんいただきたいと思います。

協議第5号 新市将来構想策定方針（案）についてでございます。

これにつきましても、新市将来構想の考え方というのをここで述べてございます。まず、新市将来構想、これにつきましては、3市村の合併をした場合にどのようなまちづくりを目標として進めるのかと、それとまた住民の生活や行財政にどのように影響が出るのか、新市の将来ビジョンを示すものでございます。また、この構想を広く住民に提示することによりまして、3市村の合併の是非を判断するための資料としても活用しようとするものでございます。

2つ目としまして、新市将来構想に掲載する主な事項でございますが、新市将来構想は、3市村が合併をした方がよいのか、あるいは現在のままの方がよいのかを判断できる資料でなければならないと考えております。そのためには、3市村の歴史的なつながり、それと現在の交流状況、合併のメリット・デメリット、新市の将来像と施策の大綱などの内容を網羅することが必要となるところでございます。

まず、5項目ほどございますが、合併を検討する背景、3市村の現況と課題、合併の効果と懸念が予想される事項、新市の将来像、新市の施策の大綱、これらを網羅することが必要であると考えております。

3つ目としまして、新市建設計画との関係でございますが、この計画は、合併特例法第5条の規定によりまして法定協議会におきまして作成するというような計画となっております。この策定に当たりましては、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的としてございます。合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないとされているところでございます。

また、市町村建設計画には、おおむね合併市町村の建設の基本方針、それと合併市町村または都道府県が実施する合併市町村建設のための根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備に関すること及び財政計画を定めるものとされておるところでございます。新市将来構想を基本としながら、新市の将来像を実現するための具体的計画と言えるものでございます。

4つ目としまして住民への周知、新市将来構想の概要版を作成しまして、住民説明会に利用するほか、3市村への全戸配布、「協議会だより」、ホームページなどで広く住民への周知を図りまして、3市村の合併の是非を判断するための資料として活用していきたいと考えているところでございます。

次の16ページをごらん願いたいと思います。

「白河市・表郷村・大信村 新市将来構想目次(案)」についてでございます。

今回は、新市将来構想の中身についてまではご提案することができませんでした。構想のイメージが少しでもわかっていただければと、そういうふうな思いから今回、目次のご提案をさせていただいたところでございます。本日の協議会におきまして、このような項目、目次に沿った内容で構想の策定を進めることにつきましてご理解をいただければ、早急に作業を進めたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

なお、この目次のうち黒く網かけをした項目につきましては、概要版に要約して掲載をしたいと考えているものでございます。これらにつきましても、早い段階で委員の皆様にお示しをしたいというように考えているところでございます。

それでは、目次についてでございますが、まず「はじめに」としまして、背景と趣旨、それと合併の理念、こういうものを初めに掲載をしたいと。

それと、第1章としまして、3市村の概況、3市村のプロフィール、3市村の位置、面積、地勢、それと3市村のプロフィール、3市村の沿革等をこの3市村の概況の中で掲載したいというふうにご考えてございます。

2つ目としましては、人口・世帯の状況ということで、人口の現在の状況、それと世帯の状況。それと、3番としまして土地利用の状況。4つ目としまして道路交通条件の内容。5つ目としまして産業の状況。6つ目としまして通勤・通学の状況、3市村の結びつきの状況等について掲載したいと考えております。7つ目としまして公共施設等の状況、1つ目としまして教育、文化・福祉施設等、2つ目としまして生活環境施設等。8つ目としまして行財政の状況、この辺を掲載していきたいというふうにご考えております。

以上が第1章で掲載する内容でございます。

第2章としまして、合併による新しいまちづくりの必要性と可能性ということで、1つとしまして合併の必要性、その背景はどこにあるかと。それと、新しいまちづくりの必要性はどうなんだというような内容を掲載したいと思います。

2つ目としまして合併の効果としまして、広域的視点に立った効果的なまちづくりの促進はどうあるべきかというようなことでございます。2つ目としまして行政能力の強化、それと行政サービスの向上、これをどういうふうに持っていくかということでございます。3つ目としまして財政基盤の強化、経費削減効果と国・県の財政支援効果をどのように図っていくかということでございます。

あと、3つ目としまして合併により懸念される事項、これはどういうふうなものがあるのかということでございます。

以上が第2章でございます。

第3章としまして、新市の将来像ということで、1つとしまして新市のまちづくりの基本方向、これはどういうふうな形で持っていけばいいのかということで、2つほど挙げてございます。

1つとしまして、新市として新しいまちづくりに取り組む条件の検討、それと新市として目指すべきまちづくりの基本方向でございます。

2つ目の新市の将来像としまして、新市まちづくりの目指すところはどこにあるかと。2つ目としまして、新市の将来像はどうあるべきかということでございます。

3つ目としましてまちづくりの基本目標と施策体系ということで、1つ目としまして新しいまちづくりの基本目標、これはどこに置くべきかということでございます。次の17ページをごらんいただきたいと思います。新しいまちづくりの施策の体系ということでございます。

それと、4つ目としまして新市で取り組む重点施策、1つ目としまして合併したからこそその暮らしアッププランと、合併したらどういうふうになるんだというようなプランでございます。2つ目としまして合併してもよいとこ継続プランということで、合併した場合のよいところ、暮らしやすさ、この辺をここで取り上げていきたいというふうに思います。

5つ目としまして土地利用の基本方向、今後どういうふうな形で土地利用の基本方針を進めていくのか、また土地利用の方向性はどうかというようなことでございます。

6つ目としまして、将来指標の見通しでございます。

以上が第3章でございます。

第4章としまして、新市の施策ということで、便利・安全なまちづくり、4つほど挙げてございます。市街地の整備と周辺地域の活性化対策の推進、それと道路、鉄道、バス等交通網の整備、情報通信基盤の整備、防災・消防・救急・生活安全対策の充実について取り上げていきたいというふうに思います。

2つ目としまして、快適環境のまちづくりにつきましては4つほどございまして、環境保全活動の

推進と景観形成、それと公園・緑地・水辺の整備と上下水道の整備と、それと環境衛生とリサイクル対策の充実というようなことでございます。

3つ目としまして、健康・福祉のまちづくりということで、ここでも4つほど掲載してございます。地域福祉の推進と保健・医療体制の充実、高齢者福祉の推進、児童福祉・子育て支援対策の推進、障害者福祉の推進。

4つ目としまして、生涯学習・スポーツのまちづくりということで4つほど挙げてございます。生涯学習・スポーツ活動の充実、学校教育の充実、地域文化の継承と文化芸術活動の推進、国際交流・地域間交流活動の推進と。

5つ目としまして、活力ある産業のまちづくりということで4つほど提示をしてございます。農林業の振興、商工業の振興、観光の振興、雇用対策の充実ということでございます。

6つ目としまして、参画と協働のまちづくりということで3つほど掲げてございます。コミュニティ活動・NPO活動の推進、男女共同参画社会の確立、行財政運営の効率化と情報公開の推進というような内容でございます。

これらについて、さらに先ほども申し上げましたように、この黒く網をかけたものにつきましては概要版、ダイジェスト版として今予定しておりますのはオールカラーで、12ページ程度で策定をしたいと、そして全世帯に配布したいというような内容でございます。

項目だけですので、協議といってもなかなか難しいかと思いますが、もしこういうふうな形で進めていいというようなご理解が得られましたら、早急に取りかかっていきたいと。次の第3回目の協議会には内容をお示ししたいというふうに考えているものでございます。

協議第5号については以上でございます。

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。

ただいま新市の将来構想策定方針（案）について提示させていただきました。内容等について、すべて項目ということで出ささせていただいているわけでございます。

それに対しましてご意見、ご質問をお受けしたいと思っております。お願いいたします。

鈴木委員。

鈴木克彦委員 表郷村の鈴木です。

第2章の3、合併により懸念される事項の部分で、合併により懸念される事項で終わるのではなく、それに対する対応策、解決策というものを入れればもっといいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 貴重なご意見として承っておきたいというふうに思います。なるべく委員さんの要望を取り入れた形でつくっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（成井英夫委員） 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木克彦委員 はい、わかりました。

それでは、よろしいでしょうか。

議長（成井英夫委員） はい。

鈴木克彦委員 先ほどの穂積さんの質問にもちょっと関連してくるんですが、新しいまちづくりというか、市というのは、この基本構想を見ますと、例えば今、3市村でやっているものに対しての料金がかかり違うものの中にはこのデータからするとあると思うんですけども、この基本理念からしますと、それは安い方に近づけていくというのが基本理念ということですので、住民への説明の段階では、高い方にはまず行かないということを断言しても、ある意味いいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（成井英夫委員） その点についてですけども、例えばですね、項目を見ていただくとわかりますが、2つの市と村が一緒であって、1つのところがやや安いというのもあります、現実的に。そのときに、それが適正なのかどうかということを検証しなくちゃならないと思うんですね。ですので、原則は確かにお話のとおりでございますが、基本的に今後を見据えた形もやはり提示しなければならぬというふうに思っているんです。ですから、一概的にすべてが安いほうに近づけていくということは、なかなか事務局の方でも即答は難しいんじゃないかというふうには思っております。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木克彦委員 はい、わかりました。ただ、結局基本理念という、それはわかるんですけども、ただ、基本理念というのがありますので、やはりそこで少しでも努力するというようなのはもちろん大事なのかなと、それは思います。その辺をきちんと住民の方にも説明をすれば、その部分に関しては納得していただけるんじゃないかとは思いますが、ありがとうございました。

議長（成井英夫委員） 鈴木委員のお話のとおり、大切だと思いますので、その辺もよく検討の中において考えていきたいと思っております。

そのほかございませんか。

金内委員。

金内貴弘委員 白河市の金内です。

新市の将来像ということなんですけれども、具体的にどの程度先の将来のことを一応目指しているのかというのをお聞きしたいと思います。というのは、例えば財政面一つとりましても、合併特例債がきいている10年間とその後の10年間ではこの新市の財政状況も大きく変わることが予想されると思います。そのあたり、将来像というのは具体的にどのあたりを見て出されるご予定か、お願いいたします。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 例えば、財政とか人口とかいろいろございまして、この将来構想検討につ

きましては約10年ほどの先を見据えた内容を目標にしております。例えば、先ほど説明しました人口の場合は、例えば20年先とか25年先とか、いろいろ推計の仕方によって先まで行くことができるんですが、新市将来構想につきましては10年を目安に目標を立てたいというふうに考えております。

議長（成井英夫委員） 金内委員。

金内貴弘委員 はい、ありがとうございました。

議長（成井英夫委員） そのほかございませんか。

（発言する声なし）

議長（成井英夫委員） ないようでございますので、先ほどご指摘をいただきました合併により懸念される事項につきまして、解決策というものも入れた方向性を持って考えていくというご指摘がありましたので、それを含めながら皆様方にお諮りをさせていただきたいと思っております。

ただいま提案させていただきました協議事項第5号については、以上の結果、これを認めていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。異議なしということでございますので、その方針に従って進めさせていただきます。

次に、協議事項の第6号を議題とさせていただきます。住民意識調査の実施についてでございます。事務局長の説明を求めます。

事務局長（木村全孝） それでは、18ページをごらん願います。

協議第6号 住民意識調査の実施についてでございます。

3市村の住民を対象としました市町村合併に対する住民意識を把握するとともに、今後の新市建設計画の策定に向けた検討資料を得ることを目的としまして、合併に関する住民意識調査実施要領に基づきましてアンケート調査を行うというものでございます。

次の19ページをごらん願います。

「合併に関する住民意識調査実施要領（案）」についてでございます。

これにつきましては、1つとしまして調査の目的ということで、本調査は、3市村の住民の日常生活行動、それと市町村合併への関心、それと将来像についての意向等を把握しまして、新市建設計画策定に向けました検討資料を得るとともに、市町村合併に対する住民の関心を高めることを目的に実施するものでございます。特に、合併の賛否を問うというものではございません。

調査の主体でございますが、これにつきましては白河市・表郷村・大信村任意合併協議会で行うということでございます。

方法でございますが、ここに項目1から7ほどございます。まず、調査地域でございますが、これについては3市村でございます。調査の対象、一応18歳以上の男女というふうに予定をしております。標本数につきましては、3市村の総数の約1割、6,000人を予定しております。抽出母体につき

ましては、平成16年3月1日現在の住民基本台帳から抽出したいというふうに考えてございます。調査時期につきましては、平成16年4月ころを予定してございます。抽出方法は、無作為抽出と。それと、配布・回収方法につきましては、郵送法で行いたいというふうに考えてございます。

配布票数の算定でございしますが、それぞれ人口構成がございまして、配布数の内訳につきましては、この人口の1割の6,000人を人口割70%、均等割30%にしまして、それぞれの3市村の票数をここに記載してございます。例えば、白河市ですと3,936票の調査を行うと、表郷村さんですと1,122票、大信村さんですと942票、合わせて6,000票の配布をするというようなことでございます。

調査の項目につきましては、地域の具体的課題を踏まえた実態に即した設問の設定を行うということで、主な項目につきましては次ページに書いてありますように、回収率を上げるために、せいぜい10問から15問程度の設問としたいというふうに考えているところでございます。

次に、20ページをごらんいただきたいと思います。

こちらに調査項目の内容を記載してございます。1から7までございまして、地域の現状、合併への関心、必要性、合併後の都市（地域）のイメージ、分野別に期待される合併の効果、合併した場合の心配、望ましい重点施策（事業）、それと回答者の属性ということで年齢、性別、居住地、職業、居住歴、就業地などをアンケートの中に盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

集計・分析方法につきましては、単純集計分析、市村別集計分析、その他必要に応じてクロス集計を行うということでございます。

このアンケートの調査スケジュールでございしますが、まず調査の配布・回収につきましては10日から2週間ほどを想定しまして、4月の上・中・下旬にかけて行いたいと。アンケートの集計につきましては、3週間ほど想定してございます。4月の下旬から5月の中旬にかけて集計をしたいと。集計結果につきましては5月の中旬、報告書案の作成につきましては5月の上・中旬、報告書案につきましては5月の中旬、報告書案の検討・修正につきましては5月の中・下旬、そして最終報告書につきましては5月の下旬に報告書をいただくというような内容でございます。これにつきましても、先ほどの将来構想と同じように、できるだけ早い時期に委員さんにお示しをしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

協議第6号については以上でございします。

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。

ただいま説明をさせていただきました住民意識調査の実施について、ご意見、ご質問がございましたらお願ひを申し上げます。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） ご意見等ないようでございますので、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） ご異議ないようでございますので、住民意識調査の実施については原案のとおり承認することといたします。

それでは、最後の協議でございます第3回協議会の開催日程を議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長（木村全孝） それでは、21ページをごらん願います。

協議第7号 第3回協議会開催日程についてでございます。

第3回の開催時期につきましては、3月30日火曜日の午後1時30分から、開催場所につきましては大信村農村環境改善センターで開催したいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。

ただいま説明がございました第3回協議会開催日程についてについて、皆様からご意見を求めます。ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） 異議なしということでございますので、3月30日火曜日午後1時30分、場所は記載のとおりところで、原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、その他の方に入らせていただきますが、事務局から提出するものは特にありませんか。

（「はい」と言う声あり）

議長（成井英夫委員） 委員の皆様からご意見、ご要望等がございましたらばお願ひを申し上げたいと思ひます。

矢口委員。

矢口秀章委員 表郷の矢口でございます。

私たち表郷村の議会では合併研究会を立ち上げておりまして、間もなく議会独自の合併研究会を開催する予定なんです、一つだけ確認しておきたいんですが、これらの資料を村独自の合併研究会にコピーして出してよろしいかどうか、ひとつ確認させていただきます。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 大変おくれましたが、各3市村の議会には1回の協議会の内容も含めまして、各議会の方に送付したいというふうに考えてございます。事務局から各議会の方に送付したいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（成井英夫委員） よろしいでしょうか。

矢口委員。

矢口秀章委員 先ほどの報告の点で質問しなくちゃならない件なんです、あえて一つだけ聞かせ

ていただきたいんですが。

8ページの専門部会の件で、すべての部会が大信と表郷村で過半数になっているわけですが、建設部会だけ表郷村と大信が4で白河市が9という、特別、建設部会だけが白河が多いという。何かこれには意図があるのかどうか、ちょっと確認したいんですが。

議長（成井英夫委員） これは意図はございません。ただ、この課があるということにおいてそれに当てはめたということであります。なお、事務局長から説明をさせます。

事務局長（木村全孝） 今、会長が申しましたように、一応各課、市の場合は細かく分かれているということのための人数の違いということでございます。ご指摘のように、この数を見ますと、かなり人数的に違うということなものですから、これらを運営する場合に、表郷村さん、大信村さんにおきましては担当課長の負担が多くなるというようなことから、課長のほかにですね、その事務を軽減させるというようなことから、課長補佐の出席も認めるというような運用の形にはなっております。ですから、課長だけの出席でなくて、課長補佐の出席もこの運用の中で認めているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（成井英夫委員） 矢口委員。

矢口秀章委員 最近、合併で全国的な記事を見ますと、合併後の議員の数でリコールされたとか、いろんな話題が上がっていますね。体育館に入らないと議会が開けないくらい議員の数が多いとかという問題があるんですが、そういう議会の特別職の人件費等の人数を見てもですね。こういう方針についても、ほかの記事になった例なんかにならないような、先手を打ったような案を出していただきたい。

それで、今、住民の方も非常に政治不信がありまして、議員は高い市会議員並みに給料もらえるのかというくらいな、妙な羨望と疑いの眼がありまして、表郷では合併論議が非常に活発でございまして、そういう意見も今もう既に出ている段階なので、事務局の事務量が多いというのは重々わかっているんですが、そういう点も含めて進めていただければというふうに思います。これは要望であります。

議長（成井英夫委員） ありがとうございます。なお、特別職の人件費並びに議員等については、このデータ表の45ページ、46ページ、47ページに書いてございますので、後でござらんいただければありがたいと思います。

そのほかございませんか。

鈴木委員。

鈴木克彦委員 最初の議事に入る前の白河市・表郷村・大信村基礎データ表の説明の中で、ちょっと気になった部分がありまして、消費者動向なんですけど、衣料の部分がありますが、あれが自村、表郷なり大信なり、自村での消費がゼロになっているんですけど、それは余りにも数にあらわれないほどその消費が少ないということなんですかね。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） これにつきましては、私どもも県の平成12年度の消費動向調査から転載したものでございまして、特にこの衣料品につきましてはセーター、ブラウスというふうに限った中で調査というようなことでございますので、これに限ってはないというふうに思うわけでございますが、この辺につきましてはもう少し調査しまして、次の協議会でご回答したいというふうに考えてございます。

鈴木克彦委員 はい、ありがとうございました。

議長（成井英夫委員） 余りにも誤解を招くようなデータを使うかどうかということを書いてらっしゃるんだと思いますので、その辺も含めた考え方をきちっと持っていきたいと思っております。

そのほかございませんか。

佐川さん。

佐川京子委員 白河市の佐川です。

すみません。先ほどの白河市・表郷村・大信村新市将来構想ということで、今回は目次ということが承認になったと思うんですけども、次回の3月の協議会のときまでにはこの構想が一通りでき上がって、それからあとダイジェスト版も両方でき上がって見せていただけるということでしょうか。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） そのような予定で進めたいというふうに考えてございます。

議長（成井英夫委員） 佐川さん。

佐川京子委員 そして、その際に将来構想というものが、この方なんですけれども、文章とそれから数字的なものだけなのか、グラフまたは絵図などを用いてわかりやすいものにしていただけるんだと思うんですけども、その辺お願いいたします。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 構想自体は恐らく文章というような形になるのかというふうに思いますが、ただ、ダイジェスト版にしたときには住民の皆様にお配りすることになりますので、文章だけではなかなかわかりづらい部分がありますので、イラストとか数字とか、そういうふうなものをつくって、わかりやすい、なおかつカラーで見やすくというふうには考えてございます。構想自体は、なかなかそういうふうなイラストとかなんかというのはそんなに入らないかと思うんですが、ダイジェスト版についてはそういうふうな形で、わかりやすいような形でつくりたいというふうには思っております。

議長（成井英夫委員） よろしいですか。

佐川さん。

佐川京子委員 私思いましたのは、17ページにあります、上から5行目の土地利用の基本方向とかというふうにありますけれども、3つの市村が集まりましたときにイメージしますときに、土地利用

の方向とかということもかなり住民の皆さんも考える上で、自分の住んでいる地域は将来、3市村が一緒になった場合にどんなふうになるんだろうということが一番関心が持たれるところだと思うんですね。それで、今の段階ではかなり難しいと思うんですが、でも、もしそれも基本的な土地の方向とかでありますけれども、大ざっぱにでも、何か目に見えるようなものであれば、言葉だけじゃなく、イメージしやすいのかなと思うんですが、その点は各部会とのすり合わせなどもあると思いますので難しいと思いますが、極力この協議会の中で議論ができるように、わかりやすいものをつくっていただけるように希望したいと思います。

議長（成井英夫委員） 事務局長。

事務局長（木村全孝） なかなか具体的な内容というのは、将来構想の中に盛り込むというのは難しい部分があるかと思います。この後の建設計画になればもう少し具体的な形でご提示できるのかなというふうに思いますが、今ご提案ありました内容につきましては、できるだけ要望という形で取り入れていきたいというふうには考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

佐川京子委員 わかりました。ありがとうございます。

議長（成井英夫委員） よろしいですか。

佐川京子委員 はい。

そのほかございませんか。

深谷さん。

深谷美佐子委員 この白河市・表郷村・大信村の任意合併協議会ではできないことなんですけど、今、表郷村でこういうふうに至った経緯を説明して、昨日までで4ヶ所、私も同行して住民の考えを聞いてはいるんですけども、その中で出てくるのが、他の市町村はどういうふうな考えを持っているのかと。それはこの任意協議会では関係ないことなんですけども、今後、他の町村がそういう合併の話に、この協議会にはまずありませんでしょうけれども、そういう要望があった場合とか、3つの市村が合併した後に他の町村がまざってくることもあるでしょうけれども、ただ、住民としては、表郷の住民としては西郡は一つなんだという考えが多かったのも確かなので、この任意協議会の方にはほかの町村は入らないでしょうけれども、今後、法定に持っていくまでの間にそういう声が他の町村から入った場合の動向というのをどうお考えか、ちょっと聞いておきたいんですが。

議長（成井英夫委員） それは私に対してでしょうか。

深谷美佐子委員 というか、会長、副会長さん、3人の方が、もしくはここにいる会員の方がどういうふうに思っているのかなと。

議長（成井英夫委員） 大変今のお話は、現実味がある可能性もあろうと私は思っております。そういう中におきまして、まずこの任意協議会をきちっとすることが一つの大きな仕事だろうと思っております。その後につきましては、やはりそれぞれの住民の皆様、それは私はやはり考え方が出てくる可能性は高いと思っております。そういう中においては、正副会長としましては、やはりよく協議

をして、その考え方を示していければというふうに思っております。

これは、ちょっと話は出ているんですけども、現実的にそういうものというものがはっきり見えておりませんので、ちょっとあいまいな答えになるかもしれませんが、その辺は今後、正副会長の方で話し合いをきちっと、どうしていくかという方向性はある程度持っていきたいというふうには思っております。それでご了解していただきたいと思います。

そのほかございませんか。

(「なし」と言う声あり)

議長(成井英夫委員) ないようでございますので、本日の議事についてはこれで終了となりましたが、委員の皆様方には議事の円滑な進行にご協力をしていただきまして、衷心より御礼を申し上げます。

以上をもちまして議長の任を解かせていただきます。事務局へお返しします。

事務局次長(加藤俊夫) 会長、ありがとうございました。

皆様方には長時間にわたりご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

なお、次回の協議会におきましては、新市将来構想の素案、住民意識調査のアンケート内容等についてご審議をいただく予定となっておりますので、委員の皆様にはご出席につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして第2回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4時45分 閉会
